

令和8年5月15日

## 第2回羽島市議会臨時会議案

## 目 次

承第 2号	専決処分の報告並びにその承認について（専第3号 羽島市税 条例の一部を改正する条例について）……………	3
承第 3号	専決処分の報告並びにその承認について（専第4号 羽島市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例について）……………	4 4
承第 4号	専決処分の報告並びにその承認について（専第5号 令和7年 度羽島市一般会計補正予算（第13号））……………	4 9
承第 5号	専決処分の報告並びにその承認について（専第6号 令和7年 度羽島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））……………	6 1
議第32号	令和8年度羽島市一般会計補正予算（第1号）……………	6 7
議第33号	動産の取得について……………	7 6

承第2号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松井 聡

専第3号

羽島市税条例の一部を改正する条例について

羽島市税条例（昭和30年羽島市条例第30号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

羽島市長 松井 聡



第117条第1項、第123条、第129条又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) \_\_\_\_\_第93条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第117条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_第93条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第117条第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの

第117条第1項、第123条、第129条又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第80条の6第1項の申告書、第93条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第117条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第80条の6第1項の申告書、第93条の4第1項若しくは第2項の申告書又は第117条第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの

に係る税額 当該提出した日までの  
期間又はその日の翌日から1月を経  
過する日までの期間

(4)～(6) 略

(所得割の課税標準)

第32条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定す  
る特定配当等（次項及び  
\_\_\_\_第33条の9において「特定配当  
等」という。）（同号口に掲げるものを  
除く。以下この項において同じ。）に係  
る所得を有する者に係る総所得金額  
は、当該特定配当等に係る所得の金額  
を除外して算定する。

4～6 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第79条 軽自動車税は、軽自動車等(原  
動機付自転車、軽自動車、小型特殊自  
動車及び2輪の小型自動車をいう。以  
下同じ。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条  
第1項の規定により軽自動車税を課す  
ることができない者である場合には、  
前項の規定にかかわらず、当該軽自

に係る税額 当該提出した日までの  
期間又はその日の翌日から1月を経  
過する日までの期間

(4)～(6) 略

(所得割の課税標準)

第32条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定す  
る特定配当等（以下この項及び次項並  
びに第33条の9において「特定配当  
等」という。） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に係  
る所得を有する者に係る総所得金額  
は、当該特定配当等に係る所得の金額  
を除外して算定する。

4～6 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第79条 軽自動車税は、3輪以上の軽  
自動車に対し、当該3輪以上の軽自動  
車の取得者に環境性能割によって、軽  
自動車等に対し、当該軽自動車等の所  
有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車  
の取得者には、法第443条第2項に  
規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条  
第1項の規定により種別割 \_\_\_\_\_を課す  
ることができない者である場合には、  
第1項の規定にかかわらず、その使用



を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第80条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第80条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの  
100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を

含む。)の規定の適用を受けるもの

100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用

を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第80条の5 環境性能割の徴収について

ては、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第80条の6 環境性能割の納税義務者

は、法第454条第1項各号に掲げる

3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当

該各号に定める時又は日までに、施行

規則第33号の4様式による申告書を

市長に提出するとともに、その申告に

係る環境性能割額を納付しなければならない。

らない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境

性能割の納税義務者を除く。）は、法第

454条第1項各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める時又は日までに、

施行規則第33号の4様式による報告

書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する

過料)

第80条の7 環境性能割の納税義務者

が前条の規定により申告し、又は報告

すべき事項について正当な事由がなく

て申告又は報告をしなかった場合に

は、その者に対し、10万円以下の過

料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第80条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第88条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第82条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の税率)

第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第82条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第83条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第85条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでな

(種別割の徴収の方法)

第83条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第85条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでな

い。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式\_\_\_\_による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第86条 略

2及び3 略

(軽自動車税の減免)

第87条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

い。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(種別割\_\_\_\_に係る不申告等に関する過料)

第86条 略

2及び3 略

(種別割\_\_\_\_の減免)

第87条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、種別割\_\_\_\_を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定により種別割\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第88条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法

(1)～(8) 略

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第88条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)及び(2) 略

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法

(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定

(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定

により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

#### 第89条 略

2 法第445条若しくは第80条の2又は第79条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第79条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 前2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったと

により種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

#### 第89条 略

2 法第445条若しくは第80条の2又は第79条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第79条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 前2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったと

き、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

き、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1

項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には

第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適

、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がない

用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の8及び第33条の9第1項の規定の適用については、第33条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がない

ことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項\_\_\_\_\_及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに

ことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに

規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1と

	<p>する。</p> <p><u>1 2</u> 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p><u>1 3</u> 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<u>1 1</u> 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	<u>1 4</u> 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
<u>1 2</u> 法附則第15条第31項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	<u>1 5</u> 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
<u>1 3</u> 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	<u>1 6</u> 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
<u>1 4</u> 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	<u>1 7</u> 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
<u>1 5</u> 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。	<u>1 8</u> 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
<u>1 6</u> 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	<u>1 9</u> 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
<u>1 7</u> 略	<u>2 0</u> 略
<u>1 8</u> 法附則第15条の9の3第1項に	<u>2 1</u> 法附則第15条の9の3第1項に

規定する市\_\_\_\_の条例で定める割合は3分の1とする。

19 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければな

規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

(1)～(6) 略

9 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐

らない。

(1)～(6) 略

9 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか  
の別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

10 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

13及び14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐

震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設

震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第13条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該

当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第80条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の3 市長は、当分の間、第80条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の4 第80条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の6 営業用の3輪以上の軽自

自動車に対する第80条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の 1	100分 の0.5
第2号	100分の 2	100分 の1
第3号	100分の 3	100分 の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例）

第14条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項\_\_\_\_\_において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第14条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する\_\_\_\_\_車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項\_\_\_\_\_に規定するガソリン軽自動車（以下この項\_\_\_\_\_において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分\_\_\_\_\_の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延

長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税\_\_\_\_\_に関する規定(第86条及び第87条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5

長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第86条及び第87条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5

条第1項及び附則第5条の3第1項  
の規定  
の適用については、第33条の6中  
「所得割の額」とあるのは「所得割  
の額及び附則第14条の3第1項の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項前段、第33条  
の8、第33条の9第1項、附則第  
5条第1項及び附則第5条の3第1  
項 中  
「所得割の額」とあるのは「所得割  
の額並びに附則第14条の3第1項  
の規定による市民税の所得割の額」  
と、第33条の7第1項後段中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額  
及び附則第14条の3第1項の規定  
による市民税の所得割の額の合計  
額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係  
る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま  
で、第33条の9第1項、附則第5  
条第1項及び附則第5条の3第1項  
の規定  
の適用については、第33条の6中

条第1項、附則第5条の3第1項及  
び附則第5条の3の2第1項の規定  
の適用については、第33条の6中  
「所得割の額」とあるのは「所得割  
の額及び附則第14条の3第1項の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項前段、第33条  
の8、第33条の9第1項、附則第  
5条第1項、附則第5条の3第1項  
及び附則第5条の3の2第1項中  
「所得割の額」とあるのは「所得割  
の額並びに附則第14条の3第1項  
の規定による市民税の所得割の額」  
と、第33条の7第1項後段中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額  
及び附則第14条の3第1項の規定  
による市民税の所得割の額の合計  
額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係  
る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま  
で、第33条の9第1項、附則第5  
条第1項、附則第5条の3第1項及  
び附則第5条の3の2第1項の規定  
の適用については、第33条の6中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項  
の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項

及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用

による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用

を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項

\_\_\_\_\_の規定

の適用については、第33条の6中

「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第16条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、第

33条の7第1項前段、第33条の

8、第33条の9第1項、附則第5

条第1項及び附則第5条の3第1項

\_\_\_\_\_中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額

並びに附則第16条第1項の規定に

よる市民税の所得割の額」と、第3

3条の7第1項後段中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額及び附則第

16条第1項の規定による市民税の

所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る  
個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま  
で、第33条の9第1項、附則第5  
条第1項、附則第5条の3第1項及

び附則第5条の3の2第1項の規定

の適用については、第33条の6中

「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第16条第1項の規定

による市民税の所得割の額」と、第

33条の7第1項前段、第33条の

8、第33条の9第1項、附則第5

条第1項、附則第5条の3第1項及

び附則第5条の3の2第1項中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額

並びに附則第16条第1項の規定に

よる市民税の所得割の額」と、第3

3条の7第1項後段中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額及び附則第

16条第1項の規定による市民税の

所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る  
個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま

で、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割

で、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項 \_\_\_\_\_ 中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の4 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則

の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項 \_\_\_\_\_ 及び附則第5条の3の2第1項中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の4 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則

第5条第1項及び第5条の3第1項  
中「所得割  
の額」とあるのは「所得割の額並び  
に附則第17条の4第1項の規定に  
よる市民税の所得割の額」と、第3  
3の7第1項後段中「所得割の額」  
とあるのは「所得割の額及び附則第  
17条の4第1項の規定による市民  
税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま  
で、第33条の9第1項並びに附則  
第5条第1項及び第5条の3第1項  
の規定の適  
用については、第33条の6中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額  
及び附則第17条の4第3項後段の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項前段、第33条  
の8、第33条の9第1項並びに附  
則第5条第1項及び第5条の3第1  
項  
中「所得  
割の額」とあるのは「所得割の額並  
びに附則第17条の4第3項後段の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項後段中「所得割  
の額」とあるのは「所得割の額及び

第5条第1項、第5条の3第1項及  
び第5条の3の2第1項中「所得割  
の額」とあるのは「所得割の額並び  
に附則第17条の4第1項の規定に  
よる市民税の所得割の額」と、第3  
3の7第1項後段中「所得割の額」  
とあるのは「所得割の額及び附則第  
17条の4第1項の規定による市民  
税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8ま  
で、第33条の9第1項並びに附則  
第5条第1項、第5条の3第1項及  
び第5条の3の2第1項の規定の適  
用については、第33条の6中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額  
及び附則第17条の4第3項後段の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項前段、第33条  
の8、第33条の9第1項並びに附  
則第5条第1項、第5条の3第1項  
及び第5条の3の2第1項中「所得  
割の額」とあるのは「所得割の額並  
びに附則第17条の4第3項後段の  
規定による市民税の所得割の額」と、  
第33条の7第1項後段中「所得割  
の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第17条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の5 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項及び第5条の3第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

附則第17条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の5 略

2 略

(1) 略

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第5条第1項、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略



第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第120条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第120条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の羽島市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(羽島市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 羽島市税条例の一部を改正する条例(平成26年羽島市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 1061 395 1097">附 則</p> <p data-bbox="252 1122 699 1158">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="204 1182 785 1727">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る市税条例第81条及び附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="236 1751 331 1787">表 略</p>	<p data-bbox="906 1061 1002 1097">附 則</p> <p data-bbox="858 1122 1305 1158">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p data-bbox="810 1182 1391 1727">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る市税条例第81条及び附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="842 1751 938 1787">表 略</p>

承第3号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松 井 聡

専第4号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

羽島市国民健康保険税条例（昭和39年羽島市条例第27号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

羽島市長 松 井 聡

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽島市国民健康保険税条例（昭和39年羽島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>

子ども・子育て支援納付金課税額は、  
3万円とする。

(低所得者の保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、\_\_\_\_\_同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 略

ア～ケ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合に

(低所得者の保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

\_\_\_\_\_の合算額とする。

(1) 略

ア～ケ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合に

あつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

(出産被保険者の保険税の減額)

第22条の4 略

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定

あつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

(出産被保険者の保険税の減額)

第22条の4 略

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定

日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) 略

日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) 略

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の羽島市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承第4号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松井 聡

専第5号

令和7年度羽島市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度羽島市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,185,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日専決

羽島市長 松 井 聡

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		254,472	2,870	257,342
	1 地方揮発油譲与税	62,000	△4,351	57,649
	2 自動車重量譲与税	184,000	7,545	191,545
	3 森林環境譲与税	8,472	△324	8,148
3 利子割交付金		4,000	14,517	18,517
	1 利子割交付金	4,000	14,517	18,517
4 配当割交付金		57,000	40,223	97,223
	1 配当割交付金	57,000	40,223	97,223
5 株式等譲渡所得割交付金		57,000	85,681	142,681
	1 株式等譲渡所得割交付金	57,000	85,681	142,681
6 法人事業税交付金		118,000	14,069	132,069
	1 法人事業税交付金	118,000	14,069	132,069
7 地方消費税交付金		1,567,000	215,877	1,782,877
	1 地方消費税交付金	1,567,000	215,877	1,782,877
8 環境性能割交付金		29,000	10,088	39,088
	1 環境性能割交付金	29,000	10,088	39,088
9 地方特例交付金		81,000	4,486	85,486
	1 地方特例交付金	81,000	4,486	85,486
10 地方交付税		4,224,171	12,423	4,236,594

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	4,224,171	12,423	4,236,594
11 交通安全対策特別交付金		6,000	△77	5,923
	1 交通安全対策特別交付金	6,000	△77	5,923
14 国庫支出金		5,351,806	23,830	5,375,636
	2 国庫補助金	1,140,782	23,830	1,164,612
17 寄附金		637,873	12,200	650,073
	1 寄附金	637,873	12,200	650,073
18 繰入金		983,944	△415,918	568,026
	2 基金繰入金	977,943	△415,918	562,025
歳入合計		29,164,930	20,269	29,185,199

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,298,749	13,069	4,311,818
	1 総務管理費	3,611,139	13,069	3,624,208
3 民生費		12,067,782	0	12,067,782
	1 社会福祉費	6,554,316	0	6,554,316
	2 児童福祉費	4,505,066	0	4,505,066
4 衛生費		3,673,274	0	3,673,274
	1 保健衛生費	1,672,388	0	1,672,388
9 教育費		2,750,850	7,200	2,758,050
	1 教育総務費	495,065	7,200	502,265
	2 小学校費	445,022	0	445,022
	3 中学校費	230,126	0	230,126
	4 義務教育学校費	43,477	0	43,477
	6 社会教育費	444,214	0	444,214
	7 保健体育費	1,019,471	0	1,019,471
歳出合計		29,164,930	20,269	29,185,199

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 歳入

#### (款) 2 地方譲与税

##### (項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	62,000	△4,351	57,649	1 地方揮発油譲与税	△4,351	地方揮発油譲与税	△4,351(既決 62,000)
計	62,000	△4,351	57,649				

#### (款) 2 地方譲与税

##### (項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 自動車重量譲与税	184,000	7,545	191,545	1 自動車重量譲与税	7,545	自動車重量譲与税	7,545(既決 184,000)
計	184,000	7,545	191,545				

#### (款) 2 地方譲与税

##### (項) 3 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 森林環境譲与税	8,472	△324	8,148	1 森林環境譲与税	△324	森林環境譲与税	△324(既決 8,472)
計	8,472	△324	8,148				

#### (款) 3 利子割交付金

##### (項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 利子割交付金	4,000	14,517	18,517	1 利子割交付金	14,517	利子割交付金	14,517(既決 4,000)
計	4,000	14,517	18,517				

## (款) 4 配当割交付金

## (項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	57,000	40,223	97,223	1 配当割交付金	40,223	配当割交付金 40,223(既決 57,000)
計	57,000	40,223	97,223			

## (款) 5 株式等譲渡所得割交付金

## (項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	57,000	85,681	142,681	1 株式等譲渡所得割交付金	85,681	株式等譲渡所得割交付金 85,681(既決 57,000)
計	57,000	85,681	142,681			

## (款) 6 法人事業税交付金

## (項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	118,000	14,069	132,069	1 法人事業税交付金	14,069	法人事業税交付金 14,069(既決 118,000)
計	118,000	14,069	132,069			

## (款) 7 地方消費税交付金

## (項) 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	1,567,000	215,877	1,782,877	1 地方消費税交付金	215,877	地方消費税交付金 215,877(既決 1,567,000)
計	1,567,000	215,877	1,782,877			

## (款) 8 環境性能割交付金

## (項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	29,000	10,088	39,088	1 環境性能割交付金	10,088	環境性能割交付金 10,088(既決 29,000)
計	29,000	10,088	39,088			

## (款) 9 地方特例交付金

## (項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	81,000	4,486	85,486	1 地方特例交付金	4,486	地方特例交付金 4,486(既決 81,000)
計	81,000	4,486	85,486			

## (款) 10 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	4,224,171	12,423	4,236,594	1 地方交付税	12,423	特別交付税 12,423(既決 459,000)
計	4,224,171	12,423	4,236,594			

## (款) 11 交通安全対策特別交付金

## (項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	6,000	△77	5,923	1 交通安全対策特別交付金	△77	交通安全対策特別交付金 △77(既決 6,000)
計	6,000	△77	5,923			

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	603,432	23,830	627,262	1 総務管理費補助金	23,830	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 23,830(既決 395,546)
計	1,140,782	23,830	1,164,612			

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 企業版ふるさと納税寄附金	4,000	5,000	9,000	1 企業版ふるさと納税寄附金	5,000	企業版ふるさと納税寄附金 5,000(既決 4,000)
4 教育費寄附金	2,813	7,200	10,013	1 教育総務費寄附金	7,200	教育総務費寄附金 7,200(既決 1,000)
計	637,873	12,200	650,073			

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	977,943	△415,918	562,025	1 財政調整基金繰入金	△415,918	財政調整基金繰入金 △415,918(既決 415,918)
計	977,943	△415,918	562,025			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 財産管理費	1,583,179	11,969	1,595,148				11,969	24 積立金	11,969	財政調整基金積立金 11,969(既決 862,442)
7 企画費	6,060	1,100	7,160				1,100	11 役務費 手数料	1,100	
計	3,611,139	13,069	3,624,208				13,069			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,857,247	0	1,857,247	△1,324			1,324			物価高騰対策支援事業（介護事業所関連） （既決 3,990） 物価高騰対策支援事業（障害福祉関連） （既決 2,631）
6 老人福祉費	84,045	0	84,045			3,000	△3,000			家族介護支援事業 （既決 4,426）
計	6,554,316	0	6,554,316	△1,324		3,000	△1,676			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童福祉対策費	208,334	0	208,334			2,000	△2,000			児童センター運営費 （既決 11,936）
3 保育所等運営費	2,173,328	0	2,173,328	△168			168			保育施設等給付金支給事業 （既決 1,684）
計	4,505,066	0	4,505,066	△168		2,000	△1,832			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	124,905	0	124,905	△906			906		医療機関等給付金支給事業 (既決 9,056)	
6 斎場費	67,225	0	67,225	1,758			△1,758		斎場施設管理費 (既決 34,244)	
計	1,672,388	0	1,672,388	852			△852			

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 教育振興費	137,835	7,200	145,035			7,200		24 積立金	7,200	入通学等事務経費 7,200(既決 10,814)
計	495,065	7,200	502,265			7,200				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	427,261	0	427,261	7,332			△7,332			小学校施設管理費 (既決 129,279)
計	445,022	0	445,022	7,332			△7,332			

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	218,098	0	218,098	5,344			△5,344			中学校施設管理費 (既決 76,564)
計	230,126	0	230,126	5,344			△5,344			

## (款) 9 教育費

## (項) 4 義務教育学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	41,581	0	41,581	973			△973		義務教育学校施設管理費 (既決 16,187)	
計	43,477	0	43,477	973			△973			

## (款) 9 教育費

## (項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7 図書館費	105,081	0	105,081	902			△902		図書館施設管理費 (既決 10,612)	
計	444,214	0	444,214	902			△902			

## (款) 9 教育費

## (項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 給食センター費	834,669	0	834,669	9,919			△9,919		給食事業費 (既決 451,947)	
計	1,019,471	0	1,019,471	9,919			△9,919			

承第5号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松 井 聡

専第 6 号

令和 7 年度羽島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度羽島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 6 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 3 6, 4 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

羽島市長 松 井 聡

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		828,736	4,641	833,377
	1 後期高齢者医療保険料	828,736	4,641	833,377
歳入	合計	1,131,783	4,641	1,136,424

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 1 1 0, 6 0 3	4, 6 4 1	1, 1 1 5, 2 4 4
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 1 1 0, 6 0 3	4, 6 4 1	1, 1 1 5, 2 4 4
歳 出	合 計	1, 1 3 1, 7 8 3	4, 6 4 1	1, 1 3 6, 4 2 4

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 普通徴収保険料	251,538	4,641	256,179	1 現年度分	4,641	現年度分 4,641(既決 248,169)
計	828,736	4,641	833,377			

2 歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,110,603	4,641	1,115,244				4,641	18 負担金・補 助及び交付 金 負担金	4,641	広域連合納付金 4,641(既決 1,110,603)
計	1,110,603	4,641	1,115,244				4,641			

## 議第32号

令和8年度羽島市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度羽島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,577,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松井 聡

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,483,498	961	5,484,459
	2 国庫補助金	1,144,494	961	1,145,455
18 繰入金		2,622,318	615	2,622,933
	2 基金繰入金	2,616,317	615	2,616,932
20 諸収入		186,677	4,500	191,177
	4 雑収入	165,259	4,500	169,759
21 市債		1,399,500	1,500	1,401,000
	1 市債	1,399,500	1,500	1,401,000
歳入合計		29,570,000	7,576	29,577,576

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,238,234	4,500	3,242,734
	1 総務管理費	2,642,620	4,500	2,647,120
3 民生費		12,055,831	644	12,056,475
	3 生活保護費	1,061,457	644	1,062,101
9 教育費		3,112,759	2,432	3,115,191
	1 教育総務費	1,016,883	720	1,017,603
	5 幼稚園費	77,300	1,712	79,012
歳出合計		29,570,000	7,576	29,577,576

第2表

## 地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部幼稚園園舎 改修事業	7,200	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合には借入先 と協定し、その条件に従 うものとする。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又 は低利に借換えすること ができる。	8,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合には借入先 と協定し、その条件に従 うものとする。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又 は低利に借換えすること ができる。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 歳入

#### (款) 14 国庫支出金

##### (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	722,730	640	723,370	1 総務管理費補助金	640	地域未来交付金（地域防災緊急整備型） 640(既決 0)
2 民生費国庫補助金	146,815	321	147,136	3 生活保護費補助金	321	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 321(既決 5,986)
計	1,144,494	961	1,145,455			

#### (款) 18 繰入金

##### (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,616,317	615	2,616,932	1 財政調整基金繰入金	△105	財政調整基金繰入金 △105(既決 1,743,721)
				4 修学助成事業基金繰入金	720	修学助成事業基金繰入金 720(既決 4,680)
計	2,616,317	615	2,616,932			

#### (款) 20 諸収入

##### (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 雑入	164,496	4,500	168,996	2 総務費雑入	4,500	コミュニティ助成事業助成金 2,500(既決 0) 地域防災組織育成事業助成金 2,000(既決 0)
計	165,259	4,500	169,759			

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	515,900	1,500	517,400	4 幼稚園債	1,500	西部幼稚園園舎改修事業 1,500(既決 7,200)
計	1,399,500	1,500	1,401,000			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
10 まちづくり 推進費	143,527	2,500	146,027			2,500		18 負担金・補助 及び交付 金 交付金	2,500	コミュニティ助成事業 2,500(既決 0)
12 災害対策費	28,384	2,000	30,384	640		2,000	△640	18 負担金・補助 及び交付 金 補助金	2,000 2,000	災害対策事務経費 防災施設管理費 2,000(既決 5,689) (既決 17,196)
計	2,642,620	4,500	2,647,120	640		4,500	△640			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総 務費	106,402	644	107,046	321			323	12 委託料	644	生活保護事務経費 644(既決 12,501)
計	1,061,457	644	1,062,101	321			323			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 教育振興費	135,590	720	136,310			720		18 負担金・補助 及び交付 金 交付金	720 720	入通学等事務経費 720(既決 9,371)
計	1,016,883	720	1,017,603			720				

## (款) 9 教育費

## (項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 西部幼稚園費	77,300	1,712	79,012		1,500		212	14 工事請負費	1,712	西部幼稚園園舎改修事業 1,712(既決 8,125)
計	77,300	1,712	79,012		1,500		212			

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(変更)

(単位：千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当該年度中起債見込額		補 正 前	補 正 後
		補 正 前	補 正 後		
1 普 通 債	10,828,424	1,399,500	1,401,000	11,156,264	11,157,764
(8) 教 育	2,719,696	515,900	517,400	2,862,526	2,864,026
合 計	18,880,999	1,399,500	1,401,000	18,297,546	18,299,046

議第33号

動産の取得について

次のとおり動産を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽島市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月15日提出

羽島市長 松井 聡

- |          |   |
|----------|---|
| 1 動産の名称  | G I G Aスクール教育用タブレット                           |
| 2 取得の目的  | 小学校、中学校及び義務教育学校の教育用タブレット更新                    |
| 3 取得の方法  | 随意契約  |
| 4 取得の金額  | 金363,777,700円                                 |
| 5 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市市橋5丁目4-18<br>教育産業株式会社 岐阜営業所<br>所長 富岡 宏伊 |